

次世代育成支援対策推進法に基づく 『プラチナくるみんプラス』企業として 株式会社山陰合同銀行を山陰両県で初の認定！！



島根労働局（局長 岩見浩史）では、令和4年4月1日からスタートした次世代育成支援対策推進法に基づく新たな認定制度により、不妊治療と仕事との両立をしやすい職場環境整備に取り組む企業として、令和6年10月25日に株式会社山陰合同銀行を山陰両県初の『プラチナくるみんプラス認定企業』として認定しました。

株式会社山陰合同銀行は、平成30年に優良な子育てサポート企業として最高位の『プラチナくるみん』企業として認定されており、今回、不妊治療サポート企業としての『プラス認定』が加わりました。

なお、株式会社山陰合同銀行は、女性活躍推進の取組が特に優良な企業として最高位の『プラチナえるぼし』企業としても認定されている『プラチナダブル認定企業』^{※1}であり、プラチナダブル認定企業がプラス認定されたのは、金融業では西日本^{※2}初となります。

※注1：プラチナダブル認定企業（プラチナくるみん及びプラチナえるぼし認定企業） ※注2：西日本（近畿地方、中国・四国地方、九州地方）

《企業概要》

認定企業名	株式会社山陰合同銀行
所在地	松江市魚町10番地
代表者	取締役頭取 山崎 徹
業種	金融業
創業	1878年（明治11年）12月1日
設立	1941年（昭和16年）7月1日
労働者数	2,756人（女性1,648人）



右：株式会社山陰合同銀行 取締役専務 吉川 浩 様
左：島根労働局 局長 岩見 浩史

《不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備の取り組み（株式会社山陰合同銀行）》

- 【項目1：不妊治療のための休暇制度および不妊治療のために利用できる両立支援制度の設置】
 - ・メディカル休暇制度（年次有給休暇以外）一部改定し、使用条件に不妊治療を受ける休暇（5日）を追加
 - ・半日単位・時間単位の年次有給休暇、フレックスタイム
- 【項目2：不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び制度内容に関する労働者への周知】
 - ・企業トップ自らが不妊治療と仕事との両立を積極的に推進し、企業全体でサポートしながら共に働きやすい環境整備、職場風土醸成に取り組んでいく旨の頭取メッセージと、不妊治療と仕事との両立支援に関する方針及び利用できる制度等について、社内通達により周知
- 【項目3：不妊治療と仕事との両立に関する研修】
 - ・不妊治療や不妊治療と仕事との両立に向けた会社の取組方針に関する理解を促進するための動画（不妊治療と仕事との両立に関する研修）を配信
 - ・研修内容（不妊治療の現状、不妊治療の方法、仕事との両立について等）
- 【項目4：両立支援担当者の選任及び労働者への周知】
 - ・不妊治療と仕事との両立に関する相談をしやすい環境を整備するため、人事部に4名の両立支援担当者を選任し、社内通達により周知

★ 私たちの想い～プラス認定に向けた取組のきっかけ～（株式会社山陰合同銀行）

当行はこれまで、子育て、家族の介護、LGBTQに対応したパートナーシップ制度、大学等の修学・配偶者の海外赴任への同行等に利用できるキャリア休職制度等、働きやすい職場環境構築を進めてまいりました。これまでの取り組みの一環として、また、不妊治療に悩む行職員の要望等も踏まえ、不妊治療と仕事との両立を図る職場環境を整備しました。

当行は、引き続き、多様な人材一人ひとりのライフステージに応じた柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、働きやすく長く活躍できる職場環境を構築していきます。

★ **山陰合同銀行の認定状況**

▶次世代育成支援対策推進法（くるみん認定制度）

認定制度	認定年
くるみん認定	2012年
プラチナくるみん認定	2018年
プラチナくるみんプラス認定	2024年



【くるみんマーク】



【プラチナくるみんマーク】



【プラチナくるみんプラスマーク】

▶女性活躍推進法（えるぼし認定制度）

認定制度	認定年
えるぼし（2段階目）認定	2016年
プラチナえるぼし認定	2024年



【えるぼしマーク】
(2段階目)



【プラチナえるぼしマーク】

★ **山陰合同銀行の報道資料**

▶プラチナくるみんプラス認定のプレスリリースはこちら➡

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/002011505.pdf>



▶プラチナえるぼし認定のプレスリリースはこちら➡

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/001952044.pdf>



■くるみん・えるぼし認定制度等のご案内

🔍くるみん認定制度は、厚生労働省HP『次世代育成支援対策推進法』を検索



🔍えるぼし認定制度は、厚生労働省HP『女性活躍推進法特集ページ』を検索



「両立支援のひろば」はこちら➡

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



「女性の活躍推進企業データベース」はこちら➡

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



島根県内のくるみん認定企業はこちら➡
(島根労働局HP)



島根県内のえるぼし認定企業はこちら➡
(島根労働局HP)



くるみん認定・えるぼし認定のメリット

- 自社の商品、広告、求人票、名刺などに認定マークを使用し、PRに活用できます
- 公共調達で加点評価が得られます（詳細は各府省等で定められています。各調達の問い合わせ先にお尋ねください）
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられます
- 貸上げ促進税制では、くるみん認定もしくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度に税額控除率に5%加算される場合があります
- くるみん認定の場合は、くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられます <https://kuruminjosei.jp>

お問合せ・相談先
島根労働局雇用環境・均等室
TEL 0852-31-1161